

「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」に係る実施要領

八幡市教育委員会

1 趣旨

この要領は、八幡市教育委員会と京都府警察本部との間で締結された「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度」に関する協定書に基づく連絡（以下「連絡」という。）を円滑に実施し、かつ取り扱う個人情報を適正に管理し、個人情報の保護を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 適用の範囲

この要領は、八幡市立の小学校、中学校（以下「学校」という。）に適用する。

3 警察から学校への連絡対象事案

学校に在籍する児童生徒に関する、次の各号に掲げる事案とする。ただし、連絡の必要性については、事案を取り扱った警察署長が判断するものとする。

(1) 連絡対象事案

ア 逮捕事案

イ 身柄を同行して家庭裁判所に送致し、又は児童相談所等に通告したぐ犯少年に係る事案及び身柄を同行して児童相談所に送致し、又は通告した触法少年に係る事案
ウ ア及びイに掲げる事案のほか、次の事由により、学校との連携による継続的な対応が必要と認められる事案

(ア) 集団による非行で組織性又は反復性のある事案

(イ) 他の児童生徒に悪影響を与えると認められる事案

(ウ) 非行や不良行為を繰り返し、保護者の正当な監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案

エ 不良行為少年として補導し、警察において所要の指導・助言を実施したにもかかわらず、改善が認められないなど児童生徒の性格、家庭環境等から学校における指導が必要と認められる事案

オ 犯罪等の被害者で、学校との連携及び継続的な支援が必要と認められる事案

カ 少年の生命・身体に危害が及ぶおそれのある事案など、学校への連絡が特に必要と認められる事案

(2) 警察は、この協定に基づき、前号オの連絡対象事案に係る連絡をするときは、当該連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。ただし、少年の生命・身体に危害が及ぶおそれのある場合などは、この限りではない。

4 学校から警察への連絡対象事案

学校に在籍する児童生徒に関する、次の各号に掲げる事案とする。ただし、連絡の必要性については、校長が判断するものとする。

(1) 連絡対象事案

ア 児童生徒の非行、犯罪被害の未然防止のため、警察との連携が必要と認められる事案

イ 学校内外における児童生徒の安全確保のため、警察との連携が必要と認められる事案

(2) 学校は、この協定に基づく連絡をするときは、連絡対象事案に係る児童生徒本人及びその保護者の同意を得るものとする。ただし、少年の生命・身体に危害が及ぶおそれのある場合などは、この限りではない。

5 学校が連絡をする警察署

学校は、学校所在地を管轄する警察署に連絡をする。ただし、連絡対象事案の内容によっては、必要に応じて京都府内の他地域の警察署に連絡をすることができる。

6 連絡の範囲

連絡の範囲は、連絡対象事案に係る児童生徒の氏名及び概要及び健全育成に資するために必要な情報とする。

7 連絡者

(1) 学校における連絡者は、当該の児童生徒が在籍する学校の連絡責任者である校長とする。ただし、校長は事案の内容により教頭又は生徒指導部長等の教諭を連絡担当者として指定することができる。

(2) 警察との連絡は、連絡責任者である署長又は署長の指名する連絡担当者（生活安全課長等）と行う。

8 連絡の方法

メールや文書によらず、面接又は電話による口頭連絡とする。

9 記録の作成及び報告

(1) 学校における連絡責任者又は連絡担当者は、警察への連絡を行う際、別紙様式1「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度（記録票）」にその内容を記載するものとする。

なお、連絡担当者は、事前に連絡責任者である校長の確認を受け行うものとする。

(2) 警察からの連絡は、連絡責任者又は連絡担当者が受信し、連絡を受けた内容を別紙様式1「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度（記録票）」に記録するものとする。

連絡担当者が受信した場合には、直ちに校長に報告するものとする。

(3) 学校は、上記(1)及び(2)で連絡を取り合った件数を前期、後期毎にまとめ、別紙様式2「児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度(報告書)」により、八幡市教育委員会に報告するものとする。

10 学校における情報の適正管理

- (1) 上記9(1)及び(2)により作成した文書は、校長又は校長が指定する者が一括して適正に管理・保管する。この文書は複写せず、保有の必要がなくなった場合は速やかに廃棄する。
- (2) 警察から連絡を受けた内容については、個人情報であることを踏まえ、児童生徒の健全育成に係る指導に必要な範囲の利用に限るものとする。
- (3) 警察に対して連絡する内容については、犯罪・非行を防止し、児童生徒の安全確保や被害拡大を防ぐために必要な限度の情報とする。
- (4) 連絡の内容やその伝達には、正確を期する。
- (5) 警察からの連絡及び警察への連絡の内容については、当該児童生徒及びその保護者に知らせ、事実確認を行う。ただし、少年の生命・身体に危険が及ぶ可能性がある場合は、この限りではない。
- (6) 校長は、警察から連絡を受けた内容の学校における取扱いについて、個人情報の取扱い上必要な対策を講ずる。

11 警察から連絡を受けた場合の学校の対応

- (1) 連絡対象事案に関係した児童生徒が健全な学校生活を送れるよう、継続的指導を行う。
- (2) 連絡対象事案に関係した児童生徒への対応に当たっては、本制度の趣旨を踏まえ、警察からの連絡内容のみに基づいて、当該児童生徒に重大な懲戒処分等が行われることのないよう十分に配慮し、必要な対策を講ずる。
- (3) 犯罪被害者となった児童生徒が学校生活を続けられるよう十分に配慮し、必要な対策を講ずる。

12 その他

- (1) 教職員に本制度の趣旨を周知徹底し、校長の監督の下、教職員が協力して本制度を適切に運用できる体制を確立する。
- (2) 児童生徒に対して本制度の周知徹底を図るとともに、保護者に対しても本制度の趣旨を説明し、十分な理解・協力を求める。
- (3) 本制度を円滑に実施するため、教育委員会、警察本部は必要に応じて協議を行い、所要の措置を講ずる。

児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度（記録票）

		校長	教頭	
連絡日時	年 月 日 () 時 分			
発信者				
受信者				
該当児童生徒	学年組番	年 組 番		
	氏 名			
連絡の概要等	件 名			
	発生日時	年 月 日 () 時 分		
	場 所			
	概 要			
備 考				

別紙様式 2

児童生徒の健全育成に関する学校警察連絡制度（報告書）

年 月 日

八幡市教育委員会 教育長 様

八幡市立 学校

年 月～ 月の間の連絡件数を下記のとおり報告します。

記

学校から警察への連絡件数	件
警察から学校への連絡件数	件

（記載者 職・氏名 ）

※ 期間は、前期「4月1日～9月30日」、後期「10月1日～3月31日」とする。

※ 同一事案について、複数回にわたって連絡をした（連絡を受けた）場合は、1件と数えること。

※ 連絡がない場合も、0件として報告すること。